

緊急雇用対策助成金事業 Q & A 一覧

No.	カテゴリ	Q	A
1	支給対象	採用者がJobサポに登録しているか、どのように確認すればよいですか？	直接採用者様へご確認ください。
2	手続	交付決定通知は、どこから届くのですか？	県より届きます。同封されている請求書は県へご提出ください。
3	手続	申請書、申立書の訂正には、訂正印が必要ですか？	訂正印が必須です。押印いただいている印鑑にて訂正いただくか、またはお書き直しください。
4	支給対象	県税の滞納有無や解雇有無は、自己申告以外でもチェックされますか？	県税の滞納有無について：納税証明書に基づき確認させていただきます。 解雇有無について：申立書にて確認させていただいておりますが、もし後に関係機関への調査等により県税の滞納や事業主都合の解雇等要件に反する事項が確認された場合、交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。
5	支給対象	正社員であっても、雇入れ当初（例えば新規開業事業所の開店前準備期間など）は有期契約だったり、雇用保険未加入の契約である場合があるが、その後期間の定めのない契約を結びなおしたり雇用保険に加入するとしても、対象とはならないのですか？	正社員を前提とした試用期間を有期契約としている場合には、正社員となられてから3か月継続して就業された場合に、対象となります。 雇用保険加入の必要性についてですが、本事業については正社員での雇用を必須とする等、失業者が安心して働ける質の高い求人確保のために実施している助成金となります。そのため、助成金対象求人としては失業給付や育児休業給付等労働者が安心して働くために必要な給付を受け取ることができる求人であることが必要であると考えていることから、雇用保険加入を必須条件としております。
6	手続	前職で個人事業開業していた人や雇用保険加入対象時間未満で勤務していた人など、雇用保険未加入者（離職票が発行できない）は対象となりませんか？もし対象となる場合には、どのような書面で失業状態であったことを示せばよいですか？また、前職アルバイトで就業していて雇用保険も社会保険も入っていない人は何で証明すればよいですか？	登記事項証明書等、代表者または役員等ではなくなった年月日の確認ができる書類の写し、受付印が押印された、税務署に提出する廃業届や都道府県税事務所へ提出する廃業の申告書等、個人事業主等で事業を廃業した年月日の確認ができる書類の写しなどをご提出ください。アルバイト等の場合は前職の事業主が発行する離職日の確認ができる書類（退職証明書等）等、離職日が確認出来る書類を添付いただくよう、お願いします。
7	手続	助成金の申請を社労士が代行することはできますか？（交付申請段階）代行できる場合、委任状などの追加書面が必要ですか？	押印欄については事業所様ご自身で行っていただく必要がありますが、書類の作成等について社労士様に実施いただくことは問題ありません。 また、その場合は委任状等必要ありません。
8	手続	交付申請書補助対象経費の4月目の日割計算方法を教えてください。また、4月目分の添付書類も必要ですか？	①1～3月目分⇒賃金台帳、給料明細の支給合計となります。 ②4月目分⇒【支給合計÷所定労働日数×出勤日数】にて日割計算し、算出ください。 ※計算の根拠資料として賃金台帳or給料明細をご添付ください。
9	手続	県税の納税証明書とはなんですか？ また、直近で支払った県税の納付書の写しでも良いのですか？	長野県税に関して、滞納がないことを証明するものです。県税事務所より交付されます。下記HPより申請書を作成し、取得の上、ご提出ください。 https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/shinse/kenze/kenze.html#00 ※税務署より発行された国税の納税証明書、市町村より発行された市町村民税の納税証明書を提出することはできません。必ず県民税の納税証明書をご用意ください。 ※納税証明書は、申請対象者1名につき1通の原本をご用意ください。 （同時に2名分の申請を行う場合には、原本を2通をご用意ください。） また、納付書では滞納の有無は確認できません。法人事業所様であれば、法人名のもの、個人事業主様であれば、個人名の納税証明書をご提出ください。
10	手続	交付申請書補助対象経費欄の（○日分 / ～ / ）は何の日数と日付を記載するのですか？	事業所様ごとの賃金締日によって変わってくるため、下記例をご確認ください。 例）雇用開始日4/15 毎月賃金20日締の場合 ・1月目（4/15～4/20） ・2月目（4/21～5/20） ・3月目（5/21～6/20） ・4月目（6/21～7/14） ※○日分は該当月の勤務日数をご記入ください
11	手続	申請書の申請者欄は事業所名で記入してよいですか？	交付申請書1.申請者欄記載内容と、ご提出いただく納税証明書に記載住所、氏名を確認しております。そのため個人事業主様であれば個人名、法人企業様であれば法人名で申請いただくようお願いいたします。

その他ご不明点、ご質問等がありましたら事務局までお問い合わせください。